

社会福祉法人函館松英会

評議員及び役員等

- ・ 報酬規程
- ・ 費用弁償支給規程

平成 29 年 6 月 17 日 制定

社会福祉法人函館松英会評議員及び役員等の 報酬規程及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人函館松英会の評議員及び役員等に対する報酬及び費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

- 1 報酬は定款第9条及び第23条の定めに従い支給しない。
- 2 費用弁償は当規程及び費用弁償支給細則に準拠する。

(評議員及び役員等)

第2条 前条に規定する評議員とは、社会福祉法人函館松英会定款第2章第5条に定める者をいう。

2 前条に規定する役員等とは、社会福祉法人函館松英会定款第4章第16条に定める者をいう。

3 前条に規定する評議員には、社会福祉法人函館松英会定款第2章第6条第2項に定める者も含まれる。

(費用弁償を要する場合)

第3条 前条に規定する評議員及び役員等が評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会並びに監査、研修等その他特別な用件にて公務に出席及び参加した場合とする。

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、日当及び交通費とし、その額は別に定める評議員及び役員等の費用弁償の支給細則によりその都

度支給する。

- 附 則
- ・この規程は平成 29 年 6 月 17 日に制定し平成 29 年 4 月 1 日に遡って実施する。
 - ・この規程の評議員会及び理事会、並びに監査、研修等その他特別な用件には社会福祉法人函館松英会が経営する施設の運営に関する場合も含まれる。

社会福祉法人函館松英会評議員及び役員等の 費用弁償支給細則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人函館松英会の評議員及び役員等に対する費用弁償の支給の細則について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類)

第2条 費用弁償の種類は次のとおりとする。

- (1) 日 当 評議員及び役員等が評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会並びに監査、研修等、その他特別な用件にて公務に出席及び参加した場合に支給する費用。
- (2) 交通費 評議員及び役員等が評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会並びに監査、研修等、その他特別な用件にて公務に出席及び参加した場合に要する交通費。

(報酬等の額)

第3条 費用弁償の額は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 日 当 | 5, 0 0 0円 |
| (2) 交通費 | 1, 0 0 0円 |
| 計 | 6, 0 0 0円 |

(支給の方法)

第4条 費用弁償の支給は評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会並びに監査、研修等公務に出席及び参加した都度とする。

(経理の区分)

第5条 費用弁償の支給について経理区分は次のとおりとする。

- (1) 施設の運営に関わる評議員会及び理事会並びに監査、研修等の公務に出席及び参加した時は、旭岡保育園拠点区分会計より支出する。
- (2) 法人の運営に関わる評議員会及び理事会並びに監査、研修等の公務に出席及び参加した時は、法人・本部拠点区分会計より支出する。

附 則 この規則は平成29年6月17日に制定し平成29年4月1日に遡り実施する。